独立行政法人自動車事故対策機構就業規則

平成１５年１０月１日
機 構 規 程 第 ４ 号

改正　平成１７年　３月１５日　平成１７年機構規程第　５号
改正　平成２１年　３月２７日　平成２１年機構規程（総務）第　３号
改正　平成２２年　３月３１日　平成２２年機構規程（総務）第　４号
改正　平成２２年　６月３０日　平成２２年機構規程（総務）第　６号
改正　平成２５年　３月２６日　平成２５年機構規程（総務）第　１号
改正　平成２８年１２月２６日　平成２８年機構規程（総務）第１９号
改正　平成３０年　７月１８日　平成３０年機構規程（総務）第　８号
改正　平成３０年１２月１８日　平成３０年機構規程（総務）第１１号
改正　平成３１年　３月２７日　平成３１年機構規程（総務）第１４号
改正　令和　元年　９月１７日　令和　元年機構規程（総務）第２４号
改正　令和　２年　３月　９日　令和　２年機構規程（総務）第　３号
改正　令和　３年　３月２２日　令和　３年機構規程（総務）第１３号
改正　令和　３年１１月２６日　令和　３年機構規程（総務）第３１号
改正　令和　５年１０月２４日　令和　５年機構規程（総務）第１８号
改正　令和　６年　３月１２日　令和　６年機構規程（総務）第　９号
改正　令和　７年　３月２４日　令和　７年機構規程（総務）第１０号
改正　令和　７年　６月　９日　令和　７年機構規程（総務）第１７号

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第８９条第１項の規定に基づき、独立行政法人自動車事故対策機構（以下「機構」という。）の職員の就業に関する事項を定めることを目的とする。

２　この規程の定める事項のほか、職員の就業に関する事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによる。

（適用範囲）

第２条　この規則は、理事長が機構の職員として採用した者（以下「職員」という。）に適用する。

第２章　勤務

第１節　勤務心得

（職務の遂行）

第３条　職員は、機構の規則を遵守し、上司の指示に従って、誠実にその職務を遂行しなければならない。

（禁止行為）

第４条　職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 機構の名誉をき損し、又は機構の利益を害すること。

(2) 職務上知ることができた秘密を漏らすこと。

(3) 理事長の許可を得ないで他の業務につくこと。

(4) 職務上必要がある場合のほか、みだりに機構の名称又は自己の職名を使用すること。

(5) 機構の秩序又は職場規律をみだすこと。

（届出事項）

第５条　職員は、次の各号に掲げる事項について変更を生じた場合は、すみやかに当該職員を指揮監督する権限を有する部長、室長、主管支所長又は支所長（以下「所属長」という。）を経由して理事長に届け出なければならない。

(1) 現住所

(2) 戸籍記載事項（本人の分に限る。）

(3) 学歴及び資格

(4) 身元保証人に関する事項

(5) 扶養親族に関する事項

(6) その他人事管理上必要として指示された事項

第２節　勤務時間、休憩時間及び休日

（勤務時間）

第６条　職員の勤務時間は、１週間につき３８時間４５分、１日につき７時間４５分とし、始業時刻及び終業時刻は、次表のとおりとする。

組　織	午　　前		午　　後	
本　部	9:00～12:00	３時間	13:00～17:45	４時間４５分
地方機関	8:30～12:00	３時間３０分	13:00～17:15	４時間１５分

２　所属長は、業務又は職員に対する健康管理上必要がある場合は、別に定めるところにより、次表に掲げる範囲で職員毎に前項の始業又は終業の時刻を変更することができる。

組　織	午　　前		午　　後	
本　部	8:00～12:00	４時間	13:00～16:45	３時間４５分
	8:30～12:00	３時間３０分	13:00～17:15	４時間１５分
	9:30～12:00	２時間３０分	13:00～18:15	５時間１５分
	10:00～12:00	２時間	13:00～18:45	５時間４５分
地方機関	7:30～12:00	４時間３０分	13:00～16:15	３時間１５分
	8:00～12:00	４時間	13:00～16:45	３時間４５分
	8:15～12:00	３時間４５分	13:00～17:00	４時間

	9:00～12:00	３時間	13:00～17:45	４時間４５分
	9:30～12:00	２時間３０分	13:00～18:15	５時間１５分
	10:00～12:00	２時間	13:00～18:45	５時間４５分

３　第１項に定める１週間の勤務時間の起算日は土曜日とする。

（休憩時間）

第７条　休憩時間は、１２時から６０分間とする。

２　所属長は、業務上必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、休憩時間又はその開始時刻を変更することができる。

３　所属長は、前項の場合においても、始業時刻から終業時刻までの間に６０分間の休憩時間を確保しなければならない。

（休日）

第８条　本部及び沖縄支所における休日は、第１号から第３号及び第５号とし、地方機関（沖縄支所を除く）における休日は第１号から第５号とする。

(1) 日曜日及び土曜日（地方機関（沖縄支所を除く）は、土曜日のうち月の第一及び第三土曜日については開業日であるため除く）

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) １月２日、１月３日及び１２月２９日から１２月３１日までの日

(4) 地方機関（沖縄支所を除く）は、月の第一及び第三土曜日が開業日（当該日が第２号又は第３号に掲げる日に当たる場合は休業日）であるため、当該開業日の翌週の月曜日が休日。ただし、その日が第２号に掲げる日となる場合は、その翌日（当該日が第２号に掲げる日となる場合は直後の勤務日）が休日

(5) その他理事長が特に指定する日

２　所属長は、業務上必要がある場合は、前項の休日を他の日と振り替えることができる。振り替えられた休日の勤務は、当該他の日の勤務のとおりとする。

３　第１項で定める休日のうち日曜日を労働基準法第３５条に定める休日（法定休日）とする。

第３節　時間外勤務及び当直

（時間外勤務）

第９条　職員は、業務上必要がある場合は、第６条に規定する勤務時間以外の時間又は前条に規定する休日に勤務を命ぜられることがある。

第４節　出勤及び欠勤

（出退勤）

第１０条　職員は、出勤したとき又は退勤するときは、自ら勤怠管理システムにより出勤時刻又は退勤時刻を打刻しなければならない。

２　職員は、機構の業務のため、出勤できない場合又は始業時刻までに出勤できない場合は、事前にその事由を付して所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない

事情がある場合は、事後すみやかに届け出るものとする。

（遅刻等）

第１１条　職員は、遅刻、早退、欠勤又は勤務時間中に一時職務を離れる場合は、事前にその事由を付して所属長に届け出なければならない。ただし、災害等やむを得ない事情により事前に届け出ることができなかった場合は、事後すみやかに届け出るものとする。

（欠勤日の年次休暇への振替）

第１２条　職員は、前条第１項の届出をした場合は、その時間又は日数を第１４条に規定する年次休暇の日数の範囲内で当該休暇に振り替えることを請求することができる。

第５節　有給休暇、育児休業及び介護休業等

（有給休暇）

第１３条　有給休暇は、年次休暇、病気休暇及び特別休暇とする。

（年次休暇）

第１４条　職員は、毎年１月１日から１２月３１日までの間において２０日の年次休暇を受けることができる。

２　年の中途で採用された職員の受けることのできる年次休暇の日数は、その職員の採用された日の属する月に応じて、それぞれ次表に定めるとおりの日数（以下「基本日数」という。）とする。ただし、国家公務員等から引き続き機構の職員となった者の年次休暇の日数は、２０日に当該年の前年の年次休暇の残日数（当該日数が２０日を超える場合にあっては、２０日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数に達するまでの日数）とする。

採 用 月	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	８日	７日	５日	３日	２日

３　前２項の年次休暇の未使用分が生じた場合は、年次休暇を受けてから２年以内に限り繰り越すことができる。ただし、年の中途で国家公務員等から引き続き機構の職員となった者の年次休暇（基本日数又は基本日数に達するまでの日数として受けた年次休暇の日数を除く。）は、国家公務員等として在職期間中に受けた年次休暇に応じて、受けてから２年以内に限り繰り越すことができる。

４　年次休暇は１日、半日又は１時間を単位として使用することができる。ただし、１時間単位の年次休暇は、年に５日を限度として使用することができる。

５　第１項の年次休暇を受けた職員又は第２項の１０日以上の年次休暇を受けた職員は、当該年次休暇を受けた日から１年以内に、年次休暇を少なくとも５日使用（前項の１時間を単位として使用するものを除く。）するものとする。

６　前項の年次休暇の使用日数に、第１項の年次休暇又は第２項の１０日以上の年次休暇

を受けた日から１年を経過する日の３箇月前時点において未使用分がある場合は、所属長は、当該使用日数に達するまでの年次休暇の使用の時季を職員の意見を聴いた上で指定するものとする。

７　所属長は、職員から年次休暇の使用の時季の変更の申し出があった場合は、前項と同様に取扱うものとする。

（病気休暇）

第１５条　職員は、負傷又は疾病のために療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、病気休暇を受けることができる。ただし、次に掲げる場合以外の場合における病気休暇（以下この条において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日及び当該病気休暇に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日、年次休暇又は特別休暇を使用した日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して９０日を超えることはできない。

(1) 生理日の就業が著しく困難な場合

(2) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第７条第２項及び同条第３項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

２　前項ただし書き、次項及び第４項の規定の適用については、連続する８日以上の期間（この場合、要勤務日が４日以上であるものに限る。）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用した特定病気休暇の期間の末日の翌日から、１回の勤務に割り振られた勤務時間（１回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に「独立行政法人自動車事故対策機構職員の育児休業、介護休業等に関する達」第１７条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない時間、生理日の就業が著しく困難な場合における病気休暇により勤務しない時間、第１７条第１項表中第１１号から１４号に掲げる場合における特別休暇により勤務しない時間及び介護休暇により勤務しない時間（以下この項において「育児短時間勤務等」という。）がある場合にあっては、１回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児短時間勤務等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第４項において「実勤務日数」という。）が６月に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

３　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病（当該負傷又は疾病の症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかった日（以下この項において「特定負傷等の日」という。）の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。）のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第１項ただし書きの規定にかかわらず、当該９０日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

４　使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して９０日に達した場合において、９０日に達した日の翌日から実勤務日数が６月に達する日までの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第１項ただし書きの規定にかかわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。この場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して９０日を超えることはできない。

５　療養期間中の休日、その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第１項ただし書き及び第２項から前項までの規定の適用については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

６　病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とし、病気休暇の単位は、必要に応じて１日又は１時間を単位として取り扱う。ただし、特定病気休暇の期間の計算については、１日以外を単位とする特定病気休暇を使用した日は、１日を単位とする特定病気休暇を使用した日として取り扱うものとする。

７　理事長は、次に掲げる特定病気休暇を承認するに当たっては、症状及び療養必要日数を記載した医師の診断書の提出を求めるものとする。この場合において、診断書が提出されないとき、その他特に必要があると認めるときは、理事長が指定する医師の診断を求めることができる。

(1) 連続する８日以上の期間（この場合、要勤務日が４日以上であるものに限る。）の特定病気休暇

(2) 請求に係る特定病気休暇の期間の初日前１月間における特定病気休暇を使用した日（要勤務日に特定病気休暇を使用した日に限る。）の日数が通算して５日以上である場合における当該請求に係る特定病気休暇

（生理日の就業が著しく困難な場合）

第１６条　生理日の就業が著しく困難な女性職員が休暇を請求した場合には、所属長は、その者を生理日に勤務させてはならない。

２　前項の休暇は、病気休暇とし、前条第２項の規定を準用する。

（特別休暇）

第１７条　職員は、次表の区分に掲げる場合には、同表に定める日数又は時間の範囲内で特別休暇を受けることができる。

区分		日数又は時間
結婚の場合	(1) 本人が結婚する場合	５　日
	(2) 子が結婚する場合	２　日
	(3) 兄弟姉妹が結婚する場合	１　日
出産の場合	(4) 本人が出産する場合	出産予定日前６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）及び出産後８週間

	(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合	２日（休暇の単位は、１日又は１時間）
	(6) 配偶者が出産する場合であって、出産予定日前６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）及び出産後８週間の期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する職員が、これらの子を養育する場合	当該期間内における５日の範囲内の期間（休暇の単位は、１日又は１時間）
死亡の場合	(7) 配偶者が死亡した場合	１０　日
	(8) 父母又は子が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあっては７日、その他の者にあっては４日
	(9) 祖父母又は兄弟姉妹が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあっては４日、その他の者にあっては３日
	(10) ３親等以内の親族（配偶者、父母、子、祖父母及び兄弟姉妹を除く。）が死亡した場合	葬祭を主宰する者にあっては３日、その他の者にあっては１日
その他の場合	(11) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において５日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、１０日）の範囲内の期間（休暇の単位は、１日又は１時間）
	(12) 妊産婦である女性職員が母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１０条に規定する保健指導又は同法第１３条に規定する健康診査を受ける場合	以下回数（１回につき１日） 妊娠満23週まで 4週間に1回 妊娠満24週から満35週まで 2週間に1回 妊娠満36週から出産まで 1週間に1回 出産後1年まで その間に1回 ただし医師等の特別の指示があった場合には、その指示された回数

	(13)妊娠中である女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにつき１日を通じて１時間
	(14)妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり、適宜の休息又は捕食が必要であると認められる場合	必要時間
	(15)生後満１年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	１日２回、１回３０分（男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親がこの休暇又は労働基準法第６７条の規定による育児時間を請求した場合は、当該請求に係る期間を差し引いた期間を超えない期間）
	(16) 小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学校に就学している子（配偶者の子を含む。以下この区分において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又は予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。）、若しくは感染症に伴う学校閉鎖等になったその子の世話を行うこと又はその子の入園（入学）式若しくは卒園（卒業）式への参加のため勤務しないことが相当と認められる場合	一の年において５日((小学校就学の始期に達するまでの子又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学校に就学している子が二人以上の場合にあっては、１０日)(休暇の単位は、１日、半日又は１時間)
	(17)職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、その他理事長が認めた者で、負傷、疾病又は老齢により２週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者（以下のこの号において「要介護者」という。）の介護又は要介護者の通院等の付添い若しくは要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を行うため勤務しないことが相当と認められる場合	一の年において５日（要介護者が二人以上の場合にあっては、１０日）（休暇の単位は、１日、半日又は１時間）

	(18)天災、不可抗力の発生、公民権の行使その他特別の事由がある場合	必要日数又は必要時間
	(19)骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要日数又は必要時間
	(20)職員が第３５条第１項に規定する健康診断を受診した場合	１日又は必要時間
	(21)職員の勤務能率の発揮及び増進のため機構が計画したレクリエーション等の行事に参加した場合	必要日数又は必要時間
	(22)父母の祭日の場合	１　　日
	(23)夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の６月から１０月の期間における、休日を除いて原則として連続する５日
	(24)職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 イ　地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 ロ　身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって別に定めるものにおける活動 ハ　イ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において５日

	(25)職員が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成１６年法律第６３号）に規定する裁判員として裁判所へ出頭する場合	必要日数又は必要時間

２　職員は、前項の場合において、片道５時間以上の旅行を必要とする場合は、同項に規定する日数に往復に必要な日数を加算した日数の特別休暇を受けることができる。

３　特別休暇が休日の前後にわたるときは、当該休日を特別休暇の日数に算入するものとする。

（休暇の届出）

第１８条　職員は、有給休暇を受けようとする場合は、事前にその事由を付して届け出て、所属長の承認を受けなければならない。ただし、災害等やむを得ない事情により事前に届け出ることができなかった場合は、事後すみやかに届け出るものとする。

２　所属長は、前項の届け出があった場合には、原則、これを承認しなければならない。ただし、当該届け出られた年次休暇を承認することが業務の正常な運営に支障がある場合においては、他の時期にこれを変更することができる。

３　所属長は、病気休暇及び特別休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証拠書類の提出を求めることができる。

（育児休業及び介護休業等）

第１９条　職員は育児休業、介護休業及び早出遅出勤務等を受けようとする場合は、事前に申し出て理事長の承認を受けなければならない。

２　前項の育児休業、介護休業及び早出遅出勤務等に関する事項については、別に定めるところによる。

（妊産婦の業務軽減等）

第２０条　理事長は、妊娠中である女性職員から申し出があった場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせなければならない。

２　理事長は、妊産婦である女性職員から申し出があった場合には、その者に時間外勤務、休日勤務又は深夜勤務をさせてはならない。

第６節　出張、研修及び転勤

（出張、研修及び転勤の命令）

第２１条　職員は、業務上必要がある場合は、出張、研修又は転勤を命ぜられることがある。

２　出張、研修又は転勤を命ぜられた職員には、別に定めるところにより旅費を支給する。

（赴任）

第２２条　職員は、転勤を命ぜられた場合は、転勤の命令を受けた日から起算して７日以内に旧任地を出発しなければならない。ただし、やむを得ない事由により出発を延期することについて、事前に新任地における所属長の承認を得た場合は、この限りでない。

第３章　給与

（給与）
第２３条　職員の給与は、別に定めるところにより支給する。

第４章　任免

第１節　採用

（試用期間）
第２４条　職員に採用された者については､採用の日から６月を試用期間とする｡ただし、国家公務員等から引続き機構の職員となった者については、この限りでない。
２　職員は、前項の試用期間中において職員としてふさわしくないと認められた場合は、第３１条の規定にかかわらず解雇されることがある。
（書類の提出）
第２５条　職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。
(1) 履歴書
(2) 戸籍の謄本又は抄本
(3) 誓約書及び身元保証書
(4) その他人事管理上必要として指示された事項に関する書類

第２節　休職及び復職

（休職）
第２６条　理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員に休職を命ずることができる。ただし、試用期間中の者に関しては適用しない。
(1) 特定病気休暇の期間が継続して９０日を超えるとき。
(2) 前号による休職から復職後６月以内に、同一と認められる傷病又は同一の傷病に起因すると認められる傷病により再度休養を要するとき。
(3) 刑事事件に関して起訴されたとき。
(4) その他特別の事由があるとき。
２　前項第１号又は第２号に規定する休職は、医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、産業医又は理事長が指定する医師の診断を受診すべきことを命じることがある。
３　休職の命令は理事長が行い、本人への通知をもって行う。本人が出勤しないときは、機構へ届け出ている住所若しくは居所への送達を、居所が不明のときは、機構内の掲示をもって、通知したものとみなす。
（休職者の身分）
第２７条　休職者は、職員としての身分は保有するが、職務には従事しない。
２　休職者は、休職にされたときに占めていた職又は休職中に異動した職を保有するものとする。ただし、併任に係る職はこの限りではない。

３　前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

（休職の期間）

第２８条　第２６条第１項第１号又は第２号の規定による休職の期間は、療養を要する程度に応じ、３年を超えない範囲内において理事長が定める。この休職の期間が３年に満たない場合においては、休職にした日から引き続き３年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

２　第２６条第１項第２号の規定による再休職の期間は、前項の規定の適用において、直前の休職期間と連続しているものとみなす。

３　第２６条第１項第３号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。

４　第２６条第１項第４号の規定による休職の期間は、理事長がその都度定める。

（復職）

第２９条　理事長は、第２６条第１項各号に規定する休職の期間が満了する前又は満了した場合において休職事由が消滅したときは、当該職員が退職し、懲戒免職され、又は他の事由により休職にされない限り、すみやかに当該職員に復職を命ずるものとする。ただし、第２６条第１項第１号又は第２号の規定により休職にされた職員の復職の判断は、医師の診断の結果に基づいて行うものとする。この場合において、必要があると認めるときは、産業医又は理事長が指定する医師の診断を受診すべきことを命じることがある。

第３節　退職及び解雇

（退職）

第３０条　職員は、次の各号の一に該当する場合は、退職するものとする。

(1) 退職を願い出て理事長の承認を得た場合

(2) 第２６条に規定する休職の期間が満了した場合において、なお、休職の事由が消滅せず、復職ができない場合

(3) 年齢満６０歳に達した日以後における最初の３月３１日を迎えた場合

（解雇）

第３１条　職員が次の各号の一に該当する場合は、当該職員を解雇することができる。

(1) 職員としての能力を著しく欠く場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えられない場合

(3) 定員の減少又は組織の改廃により過員又は廃職を生じた場合

(4) 第４１条に規定する免職の懲戒を受ける事由がある場合

(5) 禁錮以上の刑に処せられた場合

（退職手当）

第３２条　職員が退職し、解雇され又は死亡した場合における退職手当の支給については、別に定めるところによる。

第５章　保健衛生

（協力義務）
第３３条　職員は、衛生管理者の指示に従い、保健衛生上必要と認める措置について、協力しなければならない。
（伝染病の届出等）
第３４条　職員は、本人、本人の同居者若しくは近隣の者が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり若しくはその疑いがある場合は、ただちにその旨を所属長に届け出て、その指示を受けなければならない。
２　前項の場合には、その職員に、一定期間を限り療養又は出勤停止を命ずることができる。
３　同居者又は近隣の者が感染症にかかり若しくはその疑いがある場合で、前項の出勤停止の命令を受けて欠勤したときは、その欠勤は出勤とみなす。
（健康診断）
第３５条　職員は、機構が毎年定期又は随時に行う健康診断を受けなければならない。
２　前項の健康診断の結果必要があると認められる場合その他保健衛生上必要があると認められる場合には、その職員に療養を命じ又は必要な措置をとらなければならない。

第６章　災害補償

（療養費の負担等）
第３６条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第７条第２項及び同条第３項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合は、労働基準法の定めるところに従い、その職員について必要な療養を行い、又は必要な療養費を負担する。
（障害補償）
第３７条　職員が職務上負傷し、又は疾病にかかり、治ゆした場合において、なお身体に障害を存するときは、労働基準法の定めるところに従い、その職員に障害補償を行う。
（遺族補償及び葬祭料）
第３８条　職員が職務上死亡した場合は、労働基準法の定めるところにより、その遺族又は当該職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対して遺族補償を行い葬祭を行う者に対して葬祭料を支払う。
（保険給付との関係）
第３９条　この章の規定により補償を受けるべき職員が、同一事由について労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の定めるところにより、この章の災害補償に相当する保険給付を受ける場合には、その給付の限度において、この章の規定による補償は行わない。

第７章　表彰及び懲戒

（表彰）

第４０条　職員が、機構の業務に関し特に功労があった場合又は勤務成績優秀で、他の模範とするに足ると認められた場合は、別に定めるところにより、これを表彰する。

（懲戒）

第４１条　職員がこの規則に違反した場合は、別に定めるところにより、次の区分による懲戒を行う。

懲戒の種類	懲　戒　の　内　容
戒　　告	将来を戒める
減　　給	労働基準法に定める範囲内で、情状により適宜給与を減額する。
停　　職	３月以内の期間を定めて出勤を停止する。この場合には、当該期間中の給与は支給しない。
免　　職	予告しないで解雇する。

（損害賠償）

第４２条　職員が、故意又は重大な過失により、機構に損害を及ぼした場合は、前条の規定により懲戒を行うほか、情状により、損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第８章　補則

（読み替え）

第４３条　部長、主管支所長又は支所長の職にある職員について、第５条、第６条第２項、第８条第２項、第１１条、第２２条又は第３４条第１項の規定を適用する場合には、これらの規定中「当該職員を指揮監督する権限を有する部長、主管支所長又は支所長（以下「所属長」という。）」又は「所属長」とあるのは、それぞれ「総務担当理事」と読み替えるものとする。

２　審議役の職にある職員について、第５条、第６条の２第１項、第８条第２項、第１１条又は第３４条第１項の規定を適用する場合には、これらの規定中「当該職員を指揮監督する権限を有する部長、主管支所長又は支所長（以下「所属長」という。）又は「所属長」とあるのは、それぞれ「総務担当理事」と、第６条第２項、第７条第２項、第１０条第２項、第１１条又は第１９条第１項の規定を適用する場合には、これらの規定中「所属長」とあるのは、「審議役」と読み替える。

附　則

１　この規則は、平成１５年１０月１日から施行する。

２　第２７条第３号の規定により退職となる職員で、退職後再任用又は嘱託として引き続き雇用されることを希望する職員については、年齢が６５歳に達する日以後における最初の３月３１日まで継続雇用する。ただし、以下の事由に該当する者についてはこの限りではない。

（１）心身の故障等により職務遂行に重大な支障のある者

（２）職員としての能力を著しく欠く者

（３）その他勤務状況が著しく不良であるなど職員としての職責を果たすことができな

いと認められる者

３　前項の場合における再任用及び嘱託としての継続雇用については、別に定めるところによるものとする。

附　則（平成１７年３月１５日　機構規程第５号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成２１年３月２７日　機構規程（総務）第３号）

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３１日　機構規程（総務）第４号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年６月３０日　機構規程（総務）第６号）

この規則は、平成２２年６月３０日から施行する。

附　則（平成２５年３月２６日　機構規程（総務）第１号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１２月２６日　機構規程（総務）第１９号）

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附　則（平成３０年７月１８日　機構規程（総務）第８号）

この規則は、平成３０年７月１８日から施行する。

附　則（平成３０年１２月１８日　機構規程（総務）第１１号）

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２７日　機構規程（総務）第１４号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第１４条第５項から第７項の規定は、平成３１年４月１日以後、最初に受ける１０日以上の年次休暇から適用するものとする。

附　則（令和元年９月１７日　機構規程（総務）第２４号）

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則（令和２年３月９日　機構規程（総務）第３号）

この規則は、令和２年３月９日から施行する。

附　則（令和３年３月２２日　機構規程（総務）第１３号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年１１月２６日　機構規程（総務）第３１号）

１　この規則は、令和３年１２月１日から施行する。

２　この規則の施行日の前日以前の日から傷病により欠勤し施行日以降もこれが継続する者についての第１５条各項の取り扱いについて、「９０日」とあるのは、「欠勤を開始した日から施行日の前日までの日数を９０日から減じた日数」と読み替える。

３　この規則の附則（平成１５年１０月１日機構規程第４号）第２項について、「第２７条第３号」とあるのは、「第３０条第３号」と読み替える。

附　則（令和５年１０月２４日　機構規程（総務）第１８号）

この規則は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則（令和６年３月１２日　機構規程（総務）第９号）

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２４日　機構規程（総務）第１０号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年６月９日　機構規程（総務）第１７号）

この規則は、令和７年６月９日から施行する。